



令和2年6月8日(月)
 仙台市立馬場小学校
 ほけんだより NO.3

実家庭配布

がつ ほけんもくひょう
6月の保健目標 は たいせつ
「歯を大切にしよう」

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、歯科医・歯科衛生士の協力を得て行う歯科保健指導(全学年)、全国小学生歯みがき大会(5年生)への参加・実施を中止しました。そのため、発育測定後に養護教諭が歯科保健指導を行います。

検診日程	検診項目
6月12日(金)	尿検査容器配付
6月15日(月)	尿検査1次 発育測定・視力検査・聴力検査(1・2年生)
6月16日(火)	尿検査予備日 発育測定・視力検査・聴力検査(3・4年生)
6月17日(水)	発育測定・視力検査・聴力検査(5・6年生)
6月18日(木) 19日(金)	視力再検査(B以下)
6月24日(水)	尿検査2次 1年生心臓病検診 13:20
6月25日(木)	尿検査予備日
7月2日(木)	尿検査(生理対象者)



じどう みな
児童の皆さんへ

はついくそくてい しりよくけんさ ちようりよくけんさ
発育測定・視力検査・聴力検査について

- ◎体操着の半袖と短パンを忘れずに持ってきましょう。
- ◎眼鏡を持っている人は、眼鏡をかけたときの視力も測定します。
眼鏡を忘れずに!
- ◎髪を結ぶときは、高い位置で結ぶと正しい身長を測ることができません。
低い位置で結んだり、横で結んだりしましょう。

保健室からのお知らせ

①出席停止となる主な感染症について

「出席停止」となる主な感染症は以下のとおりです。以下の感染症に罹患した場合は、欠席ではなく「出席停止」となります。学校内での集団感染を防ぐため、罹患した児童が十分な休養をとるために必要な措置です。医師にこれらの感染症と診断された場合は、速やかに学校へ連絡をお願いします。また、出席停止期間の基準は以下のとおりですが、主治医の先生の許可が出てから、登校させてください。出席停止についてのおたよりは、再登校できるようになってからお渡します。
(保護者の方に、出席停止の理由、出席停止期間、通院した医療機関名を記入していただきます)

感染症名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと
髄膜炎菌性髄膜炎	認めるまで

②新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、治癒するまで出席停止となります。また、登校前に発熱や体調不良等の症状が見られるときは、無理に登校させず、症状が治まるまで休養するようお願いいたします。（出席停止の扱いとします）

③その他の感染症について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるとして定められています。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮の上で判断します。

条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

【溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑、手足口病等】